

福岡県有明海区区画漁業権

1

(1) 免許番号 有区第1号

(2) 漁業権者 大川漁業協同組合、川口漁業協同組合、大野島漁業協同組合、柳川漁業協同組合

(3) 免許の内容

ア 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第1種区画漁業	かきひび建養殖業	1月1日から12月31日まで

イ 漁場の位置 柳川市昭南町地先

ウ 漁場の区域

次の(イ)、(ロ)、(ハ)、(ニ)、(ホ)、(ヘ)、(ト)、(チ)及び(イ)の各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域

- (イ) 北緯33度09分10.8秒 東経130度21分30.8秒の点
- (ロ) 北緯33度08分50.8秒 東経130度21分34.6秒の点
- (ハ) 北緯33度08分41.3秒 東経130度21分34.1秒の点
- (ニ) 北緯33度08分14.7秒 東経130度21分38.9秒の点
- (ホ) 北緯33度08分15.0秒 東経130度21分45.1秒の点
- (ヘ) 北緯33度08分41.5秒 東経130度21分39.6秒の点
- (ト) 北緯33度08分50.9秒 東経130度21分40.4秒の点
- (チ) 北緯33度09分11.8秒 東経130度21分36.2秒の点

(4) 地元地区 大川市及び柳川市（柳川市三橋町及び柳川市大和町を除く）

(5) 制限又は条件 なし

(6) 存続期間 平成30年9月1日から令和5年8月31日まで

2

(1) 免許番号 有区第2号

(2) 漁業権者 福岡有明海漁業協同組合連合会

(3) 免許の内容

ア 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第1種区画漁業	のり養殖業	9月1日から翌年4月30日まで

イ 漁場の位置 柳川市橋本町地先

ウ 漁場の区域

次の(イ)、(ロ)、(ハ)、(ニ)、(ホ)、(ヘ)、(ト)、(チ)及び(イ)の各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域

- (イ) 北緯33度07分37.5秒 東経130度21分57.0秒の点
- (ロ) 北緯33度07分15.9秒 東経130度21分54.0秒の点
- (ハ) 北緯33度07分07.9秒 東経130度21分51.2秒の点

- (ニ) 北緯 33 度 07 分 04. 3 秒 東経 130 度 21 分 45. 1 秒の点
  - (ホ) 北緯 33 度 07 分 04. 5 秒 東経 130 度 21 分 35. 2 秒の点
  - (ハ) 北緯 33 度 07 分 25. 7 秒 東経 130 度 21 分 34. 0 秒の点
  - (ト) 北緯 33 度 07 分 59. 4 秒 東経 130 度 21 分 34. 1 秒の点
  - (フ) 北緯 33 度 07 分 59. 4 秒 東経 130 度 21 分 36. 1 秒の点
- (4) 地元地区 久留米市城島町、大川市、柳川市、みやま市瀬高町及び高田町並びに大牟田市
- (5) 制限又は条件 なし
- (6) 存続期間 平成 30 年 9 月 1 日から令和 5 年 8 月 31 日まで

3

- (1) 免許番号 有区第 3 号
- (2) 漁業権者 福岡有明海漁業協同組合連合会
- (3) 免許の内容

ア 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第 1 種区画漁業	のり養殖業	9 月 1 日から翌年 4 月 30 日まで

イ 漁場の位置 柳川市橋本町地先

ウ 漁場の区域

次の(イ)、(ロ)、(ハ)、(ニ)及び(イ)の各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域

- (イ) 北緯 33 度 07 分 16. 8 秒 東経 130 度 22 分 13. 0 秒の点
  - (ロ) 北緯 33 度 05 分 46. 8 秒 東経 130 度 21 分 49. 6 秒の点
  - (ハ) 北緯 33 度 05 分 51. 8 秒 東経 130 度 21 分 40. 8 秒の点
  - (ニ) 北緯 33 度 07 分 31. 7 秒 東経 130 度 21 分 59. 6 秒の点
- (4) 地元地区 久留米市城島町、大川市、柳川市、みやま市瀬高町及び高田町並びに大牟田市
- (5) 制限又は条件 なし
- (6) 存続期間 平成 30 年 9 月 1 日から令和 5 年 8 月 31 日まで

4

- (1) 免許番号 有区第 4 号
- (2) 漁業権者 福岡有明海漁業協同組合連合会
- (3) 免許の内容

ア 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第 1 種区画漁業	のり養殖業	9 月 1 日から翌年 4 月 30 日まで

イ 漁場の位置 柳川市橋本町地先

ウ 漁場の区域

次の(イ)、(ロ)、(ハ)、(ニ)、(ホ)、(ヘ)及び(イ)の各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域

- (イ) 北緯 33 度 06 分 32. 1 秒 東経 130 度 22 分 53. 5 秒の点
- (ロ) 北緯 33 度 05 分 48. 3 秒 東経 130 度 21 分 51. 2 秒の点
- (ハ) 北緯 33 度 07 分 15. 6 秒 東経 130 度 22 分 13. 4 秒の点
- (ニ) 北緯 33 度 06 分 59. 7 秒 東経 130 度 22 分 27. 9 秒の点
- (ホ) 北緯 33 度 06 分 53. 4 秒 東経 130 度 22 分 24. 3 秒の点
- (ヘ) 北緯 33 度 06 分 46. 2 秒 東経 130 度 22 分 35. 7 秒の点

(4) 地元地区 久留米市城島町、大川市、柳川市、みやま市瀬高町及び高田町並びに大牟田市

(5) 制限又は条件 なし

(6) 存続期間 平成 30 年 9 月 1 日から令和 5 年 8 月 31 日まで

5

(1) 免許番号 有区第 5 号

(2) 漁業権者 福岡有明海漁業協同組合連合会

(3) 免許の内容

ア 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第 1 種区画漁業	のり養殖業	9 月 1 日から翌年 4 月 30 日まで

イ 漁場の位置 柳川市橋本町地先

ウ 漁場の区域

次の(イ)、(ロ)、(ハ)、(ニ)及び(イ)の各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域

- (イ) 北緯 33 度 06 分 14. 3 秒 東経 130 度 23 分 02. 0 秒の点
- (ロ) 北緯 33 度 05 分 59. 8 秒 東経 130 度 22 分 42. 8 秒の点
- (ハ) 北緯 33 度 06 分 13. 7 秒 東経 130 度 22 分 28. 3 秒の点
- (ニ) 北緯 33 度 06 分 27. 7 秒 東経 130 度 22 分 48. 5 秒の点

(4) 地元地区 久留米市城島町、大川市、柳川市、みやま市瀬高町及び高田町並びに大牟田市

(5) 制限又は条件 なし

(6) 存続期間 平成 30 年 9 月 1 日から令和 5 年 8 月 31 日まで

6

(1) 免許番号 有区第 6 号

(2) 漁業権者 福岡有明海漁業協同組合連合会

(3) 免許の内容

ア 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第1種区画漁業	のり養殖業	9月1日から翌年4月30日まで

イ 漁場の位置 柳川市橋本町地先

ウ 漁場の区域

次の(イ)、(ロ)、(ハ)、(ニ)、(ホ)、(ヘ)、(ト)、(チ)、(リ)、(ヌ)、(ル)、(ヲ)、(リ)及び(イ)の各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域（ただし、(ロ)、(ハ)、(ル)、(ヲ)及び(ロ)の各点並びに(ニ)、(ホ)、(リ)、(ヌ)及び(ニ)の各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域を除く。）

- (イ) 北緯33度05分59.0秒 東経130度22分41.9秒の点
- (ロ) 北緯33度05分46.0秒 東経130度22分24.0秒の点
- (ハ) 北緯33度05分45.2秒 東経130度22分23.0秒の点
- (ニ) 北緯33度05分32.2秒 東経130度22分05.5秒の点
- (ホ) 北緯33度05分31.6秒 東経130度22分04.7秒の点
- (ヘ) 北緯33度05分24.4秒 東経130度21分55.2秒の点
- (ト) 北緯33度05分39.1秒 東経130度21分53.0秒の点
- (チ) 北緯33度05分43.3秒 東経130度21分50.4秒の点
- (リ) 北緯33度05分44.1秒 東経130度21分51.6秒の点
- (ヌ) 北緯33度05分46.8秒 東経130度21分50.0秒の点
- (ル) 北緯33度05分59.5秒 東経130度22分07.9秒の点
- (ヲ) 北緯33度06分00.3秒 東経130度22分09.0秒の点
- (リ) 北緯33度06分12.9秒 東経130度22分27.2秒の点

(4) 地元地区 久留米市城島町、大川市、柳川市、みやま市瀬高町及び高田町並びに大牟田市

(5) 制限又は条件 なし

(6) 存続期間 平成30年9月1日から令和5年8月31日まで

7

(1) 免許番号 有区第7号

(2) 漁業権者 福岡有明海漁業協同組合連合会

(3) 免許の内容

ア 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第1種区画漁業	のり養殖業	9月1日から翌年4月30日まで

イ 漁場の位置 柳川市橋本町地先

ウ 漁場の区域

次の(イ)、(ロ)、(ハ)、(ニ)及び(イ)の各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域

- (イ) 北緯33度05分57.1秒 東経130度23分20.4秒の点

- (ロ) 北緯 33 度 05 分 40. 8 秒 東経 130 度 23 分 02. 7 秒の点
- (ハ) 北緯 33 度 05 分 59. 1 秒 東経 130 度 22 分 43. 7 秒の点
- (ニ) 北緯 33 度 06 分 13. 4 秒 東経 130 度 23 分 02. 9 秒の点
- (4) 地元地区 久留米市城島町、大川市、柳川市、みやま市瀬高町及び高田町並びに大牟田市
- (5) 制限又は条件 なし
- (6) 存続期間 平成 30 年 9 月 1 日から令和 5 年 8 月 31 日まで

8

- (1) 免許番号 有区第 8 号
- (2) 漁業権者 福岡有明海漁業協同組合連合会
- (3) 免許の内容

ア 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第 1 種区画漁業	のり養殖業	9 月 1 日から翌年 4 月 30 日まで

イ 漁場の位置 柳川市橋本町地先

ウ 漁場の区域

次の(イ)、(ロ)、(ハ)、(ニ)、(ホ)、(ヘ)、(ト)、(チ)、(リ)、(ヌ)、(ル)、(ヲ)、(ワ)、(カ)、(コ)、及び(イ)の各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域（ただし、(ハ)、(ニ)、(ワ)、(カ)及び(ハ)の各点並びに(ト)、(チ)、(ル)、(ヲ)及び(ト)の各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域を除く。）

- (イ) 北緯 33 度 05 分 40. 1 秒 東経 130 度 23 分 01. 6 秒の点
- (ロ) 北緯 33 度 05 分 31. 8 秒 東経 130 度 22 分 45. 5 秒の点
- (ハ) 北緯 33 度 05 分 28. 6 秒 東経 130 度 22 分 42. 4 秒の点
- (ニ) 北緯 33 度 05 分 27. 7 秒 東経 130 度 22 分 41. 6 秒の点
- (ホ) 北緯 33 度 05 分 23. 4 秒 東経 130 度 22 分 37. 4 秒の点
- (ヘ) 北緯 33 度 05 分 17. 9 秒 東経 130 度 22 分 32. 2 秒の点
- (ト) 北緯 33 度 05 分 12. 1 秒 東経 130 度 22 分 26. 6 秒の点
- (チ) 北緯 33 度 05 分 11. 2 秒 東経 130 度 22 分 26. 1 秒の点
- (リ) 北緯 33 度 04 分 53. 3 秒 東経 130 度 22 分 01. 9 秒の点
- (ヌ) 北緯 33 度 05 分 23. 2 秒 東経 130 度 21 分 55. 5 秒の点
- (ル) 北緯 33 度 05 分 30. 7 秒 東経 130 度 22 分 05. 5 秒の点
- (ヲ) 北緯 33 度 05 分 31. 3 秒 東経 130 度 22 分 06. 4 秒の点
- (ワ) 北緯 33 度 05 分 45. 1 秒 東経 130 度 22 分 25. 0 秒の点
- (カ) 北緯 33 度 05 分 44. 4 秒 東経 130 度 22 分 24. 0 秒の点
- (コ) 北緯 33 度 05 分 58. 3 秒 東経 130 度 22 分 42. 6 秒の点
- (4) 地元地区 久留米市城島町、大川市、柳川市、みやま市瀬高町及び高田町並びに大牟田市
- (5) 制限又は条件 なし

(6) 存続期間 平成 30 年 9 月 1 日から令和 5 年 8 月 31 日まで

9

(1) 免許番号 有区第 9 号

(2) 漁業権者 福岡有明海漁業協同組合連合会

(3) 免許の内容

ア 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第 1 種区画漁業	のり養殖業	9 月 1 日から翌年 4 月 30 日まで

イ 漁場の位置 柳川市大和町地先

ウ 漁場の区域

次の(イ)、(ロ)、(ハ)、(ニ)及び(イ)の各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域

(イ) 北緯 33 度 05 分 24.8 秒 東経 130 度 23 分 19.1 秒の点

(ロ) 北緯 33 度 05 分 16.3 秒 東経 130 度 23 分 10.0 秒の点

(ハ) 北緯 33 度 05 分 31.6 秒 東経 130 度 22 分 50.1 秒の点

(ニ) 北緯 33 度 05 分 37.3 秒 東経 130 度 23 分 03.1 秒の点

(4) 地元地区 久留米市城島町、大川市、柳川市、みやま市瀬高町及び高田町並びに大牟田市

(5) 制限又は条件 なし

(6) 存続期間 平成 30 年 9 月 1 日から令和 5 年 8 月 31 日まで

10

(1) 免許番号 有区第 10 号

(2) 漁業権者 福岡有明海漁業協同組合連合会

(3) 免許の内容

ア 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第 1 種区画漁業	のり養殖業	9 月 1 日から翌年 4 月 30 日まで

イ 漁場の位置 柳川市大和町地先

ウ 漁場の区域

次の(イ)、(ロ)、(ハ)、(ニ)及び(イ)の各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域

(イ) 北緯 33 度 05 分 15.5 秒 東経 130 度 23 分 09.0 秒の点

(ロ) 北緯 33 度 04 分 53.0 秒 東経 130 度 22 分 44.7 秒の点

(ハ) 北緯 33 度 05 分 08.4 秒 東経 130 度 22 分 24.8 秒の点

(ニ) 北緯 33 度 05 分 31.0 秒 東経 130 度 22 分 48.8 秒の点

(4) 地元地区 久留米市城島町、大川市、柳川市、みやま市瀬高町及び高田町並びに大

牟田市

(5)制限又は条件 なし

(6)存続期間 平成30年9月1日から令和5年8月31日まで

1 1

(1)免許番号 有区第11号

(2)漁業権者 福岡有明海漁業協同組合連合会

(3)免許の内容

ア 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第1種区画漁業	のり養殖業	9月1日から翌年4月30日まで

イ 漁場の位置 柳川市大和町地先

ウ 漁場の区域

次の(イ)、(ロ)、(ハ)、(ニ)、(ホ)、(ヘ)、(ト)、(チ)、(リ)、(ヌ)、(ル)、(ヲ)、(ワ)及び(イ)の各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域（ただし(ロ)、(ハ)、(ル)、(ヲ)及び(ロ)の各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域を除く。）

(イ) 北緯33度04分51.7秒 東経130度22分43.4秒の点

(ロ) 北緯33度04分30.9秒 東経130度22分21.0秒の点

(ハ) 北緯33度04分27.7秒 東経130度22分20.0秒の点

(ニ) 北緯33度04分05.6秒 東経130度21分55.9秒の点

(ホ) 北緯33度04分11.7秒 東経130度21分48.7秒の点

(ヘ) 北緯33度04分29.4秒 東経130度21分51.3秒の点

(ト) 北緯33度04分21.5秒 東経130度22分01.7秒の点

(チ) 北緯33度04分22.8秒 東経130度22分03.1秒の点

(リ) 北緯33度04分31.8秒 東経130度21分51.5秒の点

(ヌ) 北緯33度04分39.1秒 東経130度21分52.6秒の点

(ル) 北緯33度04分44.6秒 東経130度21分58.3秒の点

(ヲ) 北緯33度04分46.8秒 東経130度22分00.5秒の点

(ワ) 北緯33度05分07.1秒 東経130度22分23.5秒の点

(4)地元地区 久留米市城島町、大川市、柳川市、みやま市瀬高町及び高田町並びに大牟田市

(5)制限又は条件 なし

(6)存続期間 平成30年9月1日から令和5年8月31日まで

1 2

(1)免許番号 有区第12号

(2)漁業権者 福岡有明海漁業協同組合連合会

(3)免許の内容

ア 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第1種区画漁業	のり養殖業	9月1日から翌年4月30日まで

イ 漁場の位置 柳川市大和町地先

ウ 漁場の区域

次の(イ)、(ロ)、(ハ)、(ニ)及び(イ)の各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域

(イ) 北緯33度05分09.3秒 東経130度23分42.9秒の点

(ロ) 北緯33度04分59.2秒 東経130度23分32.0秒の点

(ハ) 北緯33度05分15.3秒 東経130度23分11.2秒の点

(ニ) 北緯33度05分25.4秒 東経130度23分22.2秒の点

(4) 地元地区 久留米市城島町、大川市、柳川市、みやま市瀬高町及び高田町並びに大牟田市

(5) 制限又は条件 なし

(6) 存続期間 平成30年9月1日から令和5年8月31日まで

### 13

(1) 免許番号 有区第13号

(2) 漁業権者 福岡有明海漁業協同組合連合会

(3) 免許の内容

ア 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第1種区画漁業	のり養殖業	9月1日から翌年4月30日まで

イ 漁場の位置 柳川市大和町地先

ウ 漁場の区域

次の(イ)、(ロ)、(ハ)、(ニ)及び(イ)の各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域

(イ) 北緯33度04分58.2秒 東経130度23分31.0秒の点

(ロ) 北緯33度04分36.1秒 東経130度23分06.9秒の点

(ハ) 北緯33度04分52.1秒 東経130度22分46.1秒の点

(ニ) 北緯33度05分14.6秒 東経130度23分10.3秒の点

(4) 地元地区 久留米市城島町、大川市、柳川市、みやま市瀬高町及び高田町並びに大牟田市

(5) 制限又は条件 なし

(6) 存続期間 平成30年9月1日から令和5年8月31日まで

### 14

(1) 免許番号 有区第14号

(2) 漁業権者 福岡有明海漁業協同組合連合会



(3) 免許の内容

ア 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第1種区画漁業	のり養殖業	9月1日から翌年4月30日まで

イ 漁場の位置 柳川市大和町地先

ウ 漁場の区域

次の(イ)、(ロ)、(ハ)、(ニ)、(ホ)、(ヘ)、(ト)、(チ)、(リ)、(ヌ)、(ル)、(ヲ)及び(イ)の各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域（ただし(ロ)、(ハ)、(ヌ)、(ル)及び(ロ)の各点並びに(ニ)、(ホ)、(チ)、(リ)及び(ニ)を順次に結んだ直線によって囲まれた区域を除く。）

(イ) 北緯33度04分34.7秒 東経130度23分05.4秒の点

(ロ) 北緯33度04分13.9秒 東経130度22分43.0秒の点

(ハ) 北緯33度04分11.3秒 東経130度22分41.2秒の点

(ニ) 北緯33度03分48.4秒 東経130度22分16.5秒の点

(ホ) 北緯33度03分47.6秒 東経130度22分15.6秒の点

(ヘ) 北緯33度03分36.7秒 東経130度22分03.9秒の点

(ト) 北緯33度04分01.1秒 東経130度21分46.5秒の点

(チ) 北緯33度04分10.0秒 東経130度21分47.9秒の点

(リ) 北緯33度04分04.9秒 東経130度21分56.9秒の点

(ヌ) 北緯33度04分26.9秒 東経130度22分21.1秒の点

(ル) 北緯33度04分29.9秒 東経130度22分22.3秒の点

(ヲ) 北緯33度04分50.7秒 東経130度22分44.6秒の点

(4) 地元地区 久留米市城島町、大川市、柳川市、みやま市瀬高町及び高田町並びに大牟田市

(5) 制限又は条件 なし

(6) 存続期間 平成30年9月1日から令和5年8月31日まで

15

(1) 免許番号 有区第15号

(2) 漁業権者 福岡有明海漁業協同組合連合会

(3) 免許の内容

ア 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第1種区画漁業	のり養殖業	9月1日から翌年4月30日まで

イ 漁場の位置 柳川市大和町地先

ウ 漁場の区域

次の(イ)、(ロ)、(ハ)、(ニ)及び(イ)の各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域

- (イ) 北緯 33 度 05 分 04.3 秒 東経 130 度 24 分 06.8 秒の点
  - (ロ) 北緯 33 度 04 分 46.9 秒 東経 130 度 23 分 47.9 秒の点
  - (ハ) 北緯 33 度 04 分 58.2 秒 東経 130 度 23 分 33.2 秒の点
  - (ニ) 北緯 33 度 05 分 15.5 秒 東経 130 度 23 分 52.0 秒の点
- (4) 地元地区 久留米市城島町、大川市、柳川市、みやま市瀬高町及び高田町並びに大牟田市
- (5) 制限又は条件 なし
- (6) 存続期間 平成 30 年 9 月 1 日から令和 5 年 8 月 31 日まで

16

- (1) 免許番号 有区第 16 号
- (2) 漁業権者 福岡有明海漁業協同組合連合会
- (3) 免許の内容

ア 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第 1 種区画漁業	のり養殖業	9 月 1 日から翌年 4 月 30 日まで

イ 漁場の位置 柳川市大和町地先

ウ 漁場の区域

次の(イ)、(ロ)、(ハ)、(ニ)及び(イ)の各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域

- (イ) 北緯 33 度 04 分 46.0 秒 東経 130 度 23 分 46.9 秒の点
  - (ロ) 北緯 33 度 04 分 23.6 秒 東経 130 度 23 分 22.8 秒の点
  - (ハ) 北緯 33 度 04 分 35.1 秒 東経 130 度 23 分 08.2 秒の点
  - (ニ) 北緯 33 度 04 分 57.2 秒 東経 130 度 23 分 32.3 秒の点
- (4) 地元地区 久留米市城島町、大川市、柳川市、みやま市瀬高町及び高田町並びに大牟田市
- (5) 制限又は条件 なし
- (6) 存続期間 平成 30 年 9 月 1 日から令和 5 年 8 月 31 日まで

17

- (1) 免許番号 有区第 17 号
- (2) 漁業権者 福岡有明海漁業協同組合連合会
- (3) 免許の内容

ア 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第 1 種区画漁業	のり養殖業	9 月 1 日から翌年 4 月 30 日まで

イ 漁場の位置 柳川市大和町地先

ウ 漁場の区域

次の(イ)、(ロ)、(ハ)、(ニ)及び(イ)の各点を順次に結んだ直線によって囲まれた

区域

- (イ) 北緯 33 度 04 分 22.3 秒 東経 130 度 23 分 21.4 秒の点
  - (ロ) 北緯 33 度 04 分 01.4 秒 東経 130 度 22 分 59.0 秒の点
  - (ハ) 北緯 33 度 04 分 12.8 秒 東経 130 度 22 分 44.2 秒の点
  - (ニ) 北緯 33 度 04 分 33.8 秒 東経 130 度 23 分 06.7 秒の点
- (4) 地元地区 久留米市城島町、大川市、柳川市、みやま市瀬高町及び高田町並びに大牟田市
- (5) 制限又は条件 なし
- (6) 存続期間 平成 30 年 9 月 1 日から令和 5 年 8 月 31 日まで

18

- (1) 免許番号 有区第 18 号
- (2) 漁業権者 福岡有明海漁業協同組合連合会
- (3) 免許の内容

ア 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第 1 種区画漁業	のり養殖業	9 月 1 日から翌年 4 月 30 日まで

イ 漁場の位置 柳川市大和町地先

ウ 漁場の区域

次の(イ)、(ロ)、(ハ)、(ニ)、(ホ)、(ヘ)、(ト)、(チ)及び(イ)の各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域(ただし(ロ)、(ハ)、(ヘ)、(ト)及び(ロ)の各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域を除く。)

- (イ) 北緯 33 度 03 分 58.7 秒 東経 130 度 22 分 57.2 秒の点
  - (ロ) 北緯 33 度 03 分 36.1 秒 東経 130 度 22 分 32.7 秒の点
  - (ハ) 北緯 33 度 03 分 35.2 秒 東経 130 度 22 分 31.8 秒の点
  - (ニ) 北緯 33 度 03 分 20.2 秒 東経 130 度 22 分 15.6 秒の点
  - (ホ) 北緯 33 度 03 分 35.2 秒 東経 130 度 22 分 05.0 秒の点
  - (ヘ) 北緯 33 度 03 分 46.4 秒 東経 130 度 22 分 17.1 秒の点
  - (ト) 北緯 33 度 03 分 47.2 秒 東経 130 度 22 分 18.1 秒の点
  - (チ) 北緯 33 度 04 分 10.0 秒 東経 130 度 22 分 42.7 秒の点
- (4) 地元地区 久留米市城島町、大川市、柳川市、みやま市瀬高町及び高田町並びに大牟田市
- (5) 制限又は条件 なし
- (6) 存続期間 平成 30 年 9 月 1 日から令和 5 年 8 月 31 日まで

19

- (1) 免許番号 有区第 19 号
- (2) 漁業権者 福岡有明海漁業協同組合連合会
- (3) 免許の内容

ア 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第1種区画漁業	のり養殖業	9月1日から翌年4月30日まで

イ 漁場の位置 柳川市大和町地先

ウ 漁場の区域

次の(イ)、(ロ)、(ハ)、(ニ)及び(イ)の各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域

(イ) 北緯33度04分51.3秒 東経130度24分24.0秒の点

(ロ) 北緯33度04分33.6秒 東経130度24分05.0秒の点

(ハ) 北緯33度04分45.8秒 東経130度23分49.1秒の点

(ニ) 北緯33度05分03.3秒 東経130度24分08.1秒の点

(4) 地元地区 久留米市城島町、大川市、柳川市、みやま市瀬高町及び高田町並びに大牟田市

(5) 制限又は条件 なし

(6) 存続期間 平成30年9月1日から令和5年8月31日まで

20

(1) 免許番号 有区第20号

(2) 漁業権者 福岡有明海漁業協同組合連合会

(3) 免許の内容

ア 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第1種区画漁業	のり養殖業	9月1日から翌年4月30日まで

イ 漁場の位置 柳川市大和町地先

ウ 漁場の区域

次の(イ)、(ロ)、(ハ)、(ニ)及び(イ)の各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域

(イ) 北緯33度04分32.7秒 東経130度24分04.1秒の点

(ロ) 北緯33度04分10.5秒 東経130度23分39.8秒の点

(ハ) 北緯33度04分22.7秒 東経130度23分24.1秒の点

(ニ) 北緯33度04分45.0秒 東経130度23分48.1秒の点

(4) 地元地区 久留米市城島町、大川市、柳川市、みやま市瀬高町及び高田町並びに大牟田市

(5) 制限又は条件 なし

(6) 存続期間 平成30年9月1日から令和5年8月31日まで

21

(1) 免許番号 有区第21号

(2) 漁業権者 福岡有明海漁業協同組合連合会

(3) 免許の内容

ア 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第1種区画漁業	のり養殖業	9月1日から翌年4月30日まで

イ 漁場の位置 柳川市大和町地先

ウ 漁場の区域

次の(イ)、(ロ)、(ハ)、(ニ)及び(イ)の各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域

(イ) 北緯33度04分09.1秒 東経130度23分38.4秒の点

(ロ) 北緯33度03分48.4秒 東経130度23分15.8秒の点

(ハ) 北緯33度04分00.5秒 東経130度23分00.2秒の点

(ニ) 北緯33度04分21.3秒 東経130度23分22.7秒の点

(4) 地元地区 久留米市城島町、大川市、柳川市、みやま市瀬高町及び高田町並びに大牟田市

(5) 制限又は条件 なし

(6) 存続期間 平成30年9月1日から令和5年8月31日まで

22

(1) 免許番号 有区第22号

(2) 漁業権者 福岡有明海漁業協同組合連合会

(3) 免許の内容

ア 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第1種区画漁業	のり養殖業	9月1日から翌年4月30日まで

イ 漁場の位置 柳川市大和町地先

ウ 漁場の区域

次の(イ)、(ロ)、(ハ)、(ニ)、(ホ)、(ヘ)、(ト)、(フ)及び(イ)の各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域(ただし(ロ)、(ハ)、(ヘ)、(ト)及び(ロ)の各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域を除く。)

(イ) 北緯33度03分46.0秒 東経130度23分13.5秒の点

(ロ) 北緯33度03分23.7秒 東経130度22分49.2秒の点

(ハ) 北緯33度03分22.7秒 東経130度22分48.2秒の点

(ニ) 北緯33度03分03.7秒 東経130度22分27.4秒の点

(ホ) 北緯33度03分19.2秒 東経130度22分16.4秒の点

(ヘ) 北緯33度03分34.4秒 東経130度22分32.9秒の点

(ト) 北緯33度03分35.3秒 東経130度22分33.8秒の点

(フ) 北緯33度03分57.9秒 東経130度22分58.3秒の点

(4) 地元地区 久留米市城島町、大川市、柳川市、みやま市瀬高町及び高田町並びに大

牟田市

(5)制限又は条件 なし

(6)存続期間 平成30年9月1日から令和5年8月31日まで

23

(1)免許番号 有区第23号

(2)漁業権者 福岡有明海漁業協同組合連合会

(3)免許の内容

ア 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第1種区画漁業	のり養殖業	9月1日から翌年4月30日まで

イ 漁場の位置 柳川市大和町地先

ウ 漁場の区域

次の(イ)、(ロ)、(ハ)、(ニ)、(ホ)及び(イ)の各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域

(イ) 北緯33度04分41.0秒 東経130度24分37.9秒の点

(ロ) 北緯33度04分24.0秒 東経130度24分31.9秒の点

(ハ) 北緯33度04分18.0秒 東経130度24分25.5秒の点

(ニ) 北緯33度04分32.5秒 東経130度24分06.2秒の点

(ホ) 北緯33度04分50.3秒 東経130度24分25.3秒の点

(4)地元地区 久留米市城島町、大川市、柳川市、みやま市瀬高町及び高田町並びに大牟田市

(5)制限又は条件 なし

(6)存続期間 平成30年9月1日から令和5年8月31日まで

24

(1)免許番号 有区第24号

(2)漁業権者 福岡有明海漁業協同組合連合会

(3)免許の内容

ア 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第1種区画漁業	のり養殖業	9月1日から翌年4月30日まで

イ 漁場の位置 柳川市大和町地先

ウ 漁場の区域

次の(イ)、(ロ)、(ハ)、(ニ)及び(イ)の各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域

(イ) 北緯33度04分16.9秒 東経130度24分24.4秒の点

(ロ) 北緯33度03分54.7秒 東経130度24分00.2秒の点

(ハ) 北緯33度04分09.5秒 東経130度23分41.1秒の点

- (ニ) 北緯 33 度 04 分 31.7 秒 東経 130 度 24 分 05.3 秒の点
- (4) 地元地区 久留米市城島町、大川市、柳川市、みやま市瀬高町及び高田町並びに大牟田市
- (5) 制限又は条件 なし
- (6) 存続期間 平成 30 年 9 月 1 日から令和 5 年 8 月 31 日まで

25

- (1) 免許番号 有区第 25 号
- (2) 漁業権者 福岡有明海漁業協同組合連合会
- (3) 免許の内容

ア 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第 1 種区画漁業	のり養殖業	9 月 1 日から翌年 4 月 30 日まで

イ 漁場の位置 柳川市大和町地先

ウ 漁場の区域

次の(イ)、(ロ)、(ハ)、(ニ)及び(イ)の各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域

(イ) 北緯 33 度 03 分 53.4 秒 東経 130 度 23 分 58.7 秒の点

(ロ) 北緯 33 度 03 分 32.5 秒 東経 130 度 23 分 36.2 秒の点

(ハ) 北緯 33 度 03 分 47.4 秒 東経 130 度 23 分 17.1 秒の点

(ニ) 北緯 33 度 04 分 08.2 秒 東経 130 度 23 分 40.0 秒の点

- (4) 地元地区 久留米市城島町、大川市、柳川市、みやま市瀬高町及び高田町並びに大牟田市
- (5) 制限又は条件 なし
- (6) 存続期間 平成 30 年 9 月 1 日から令和 5 年 8 月 31 日まで

26

- (1) 免許番号 有区第 26 号
- (2) 漁業権者 福岡有明海漁業協同組合連合会
- (3) 免許の内容

ア 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第 1 種区画漁業	のり養殖業	9 月 1 日から翌年 4 月 30 日まで

イ 漁場の位置 柳川市大和町地先

ウ 漁場の区域

次の(イ)、(ロ)、(ハ)、(ニ)及び(イ)の各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域

(イ) 北緯 33 度 03 分 30.3 秒 東経 130 度 23 分 33.7 秒の点

(ロ) 北緯 33 度 03 分 08.3 秒 東経 130 度 23 分 09.6 秒の点

- (ハ) 北緯 33 度 03 分 22. 9 秒 東経 130 度 22 分 50. 2 秒の点
- (ニ) 北緯 33 度 03 分 45. 2 秒 東経 130 度 23 分 14. 5 秒の点
- (4) 地元地区 久留米市城島町、大川市、柳川市、みやま市瀬高町及び高田町並びに大牟田市
- (5) 制限又は条件 なし
- (6) 存続期間 平成 30 年 9 月 1 日から令和 5 年 8 月 31 日まで

27

- (1) 免許番号 有区第 27 号
- (2) 漁業権者 福岡有明海漁業協同組合連合会
- (3) 免許の内容

ア 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第 1 種区画漁業	のり養殖業	9 月 1 日から翌年 4 月 30 日まで

イ 漁場の位置 柳川市大和町地先

ウ 漁場の区域

次の(イ)、(ロ)、(ハ)、(ニ)及び(イ)の各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域

- (イ) 北緯 33 度 03 分 07. 3 秒 東経 130 度 23 分 08. 6 秒の点
- (ロ) 北緯 33 度 02 分 43. 0 秒 東経 130 度 22 分 42. 2 秒の点
- (ハ) 北緯 33 度 03 分 02. 7 秒 東経 130 度 22 分 28. 1 秒の点
- (ニ) 北緯 33 度 03 分 22. 0 秒 東経 130 度 22 分 49. 2 秒の点
- (4) 地元地区 久留米市城島町、大川市、柳川市、みやま市瀬高町及び高田町並びに大牟田市
- (5) 制限又は条件 なし
- (6) 存続期間 平成 30 年 9 月 1 日から令和 5 年 8 月 31 日まで

28

- (1) 免許番号 有区第 28 号
- (2) 漁業権者 福岡有明海漁業協同組合連合会
- (3) 免許の内容

ア 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第 1 種区画漁業	のり養殖業	9 月 1 日から翌年 4 月 30 日まで

イ 漁場の位置 柳川市大和町地先

ウ 漁場の区域

次の(イ)、(ロ)、(ハ)、(ニ)及び(イ)の各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域

- (イ) 北緯 33 度 04 分 20. 3 秒 東経 130 度 24 分 30. 0 秒の点



- (ロ) 北緯 33 度 03 分 56.0 秒 東経 130 度 24 分 23.9 秒の点
- (ハ) 北緯 33 度 03 分 43.4 秒 東経 130 度 24 分 15.0 秒の点
- (ニ) 北緯 33 度 03 分 53.7 秒 東経 130 度 24 分 01.5 秒の点
- (4) 地元地区 久留米市城島町、大川市、柳川市、みやま市瀬高町及び高田町並びに大牟田市
- (5) 制限又は条件 なし
- (6) 存続期間 平成 30 年 9 月 1 日から令和 5 年 8 月 31 日まで

29

- (1) 免許番号 有区第 29 号
- (2) 漁業権者 福岡有明海漁業協同組合連合会
- (3) 免許の内容

ア 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第 1 種区画漁業	のり養殖業	9 月 1 日から翌年 4 月 30 日まで

イ 漁場の位置 柳川市大和町地先

ウ 漁場の区域

次の(イ)、(ロ)、(ハ)、(ニ)及び(イ)の各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域

- (イ) 北緯 33 度 03 分 41.8 秒 東経 130 度 24 分 13.8 秒の点
- (ロ) 北緯 33 度 03 分 17.1 秒 東経 130 度 23 分 56.3 秒の点
- (ハ) 北緯 33 度 03 分 31.5 秒 東経 130 度 23 分 37.3 秒の点
- (ニ) 北緯 33 度 03 分 52.4 秒 東経 130 度 24 分 00.1 秒の点
- (4) 地元地区 久留米市城島町、大川市、柳川市、みやま市瀬高町及び高田町並びに大牟田市
- (5) 制限又は条件 なし
- (6) 存続期間 平成 30 年 9 月 1 日から令和 5 年 8 月 31 日まで

30

- (1) 免許番号 有区第 30 号
- (2) 漁業権者 福岡有明海漁業協同組合連合会
- (3) 免許の内容

ア 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第 1 種区画漁業	のり養殖業	9 月 1 日から翌年 4 月 30 日まで

イ 漁場の位置 柳川市大和町地先

ウ 漁場の区域

次の(イ)、(ロ)、(ハ)、(ニ)及び(イ)の各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域

- (イ) 北緯 33 度 03 分 14.9 秒 東経 130 度 23 分 53.7 秒の点
  - (ロ) 北緯 33 度 02 分 52.0 秒 東経 130 度 23 分 30.6 秒の点
  - (ハ) 北緯 33 度 03 分 07.4 秒 東経 130 度 23 分 10.6 秒の点
  - (ニ) 北緯 33 度 03 分 29.5 秒 東経 130 度 23 分 34.8 秒の点
- (4) 地元地区 久留米市城島町、大川市、柳川市、みやま市瀬高町及び高田町並びに大牟田市
- (5) 制限又は条件 なし
- (6) 存続期間 平成 30 年 9 月 1 日から令和 5 年 8 月 31 日まで

3 1

- (1) 免許番号 有区第 31 号
- (2) 漁業権者 福岡有明海漁業協同組合連合会
- (3) 免許の内容

ア 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第 1 種区画漁業	のり養殖業	9 月 1 日から翌年 4 月 30 日まで

イ 漁場の位置 大牟田市地先

ウ 漁場の区域

次の(イ)、(ロ)、(ハ)、(ニ)、(ホ)、(ヘ)及び(イ)の各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域

- (イ) 北緯 33 度 02 分 51.1 秒 東経 130 度 23 分 29.7 秒の点
  - (ロ) 北緯 33 度 02 分 29.0 秒 東経 130 度 23 分 07.3 秒の点
  - (ハ) 北緯 33 度 02 分 31.0 秒 東経 130 度 23 分 04.9 秒の点
  - (ニ) 北緯 33 度 02 分 26.3 秒 東経 130 度 22 分 54.0 秒の点
  - (ホ) 北緯 33 度 02 分 42.0 秒 東経 130 度 22 分 42.9 秒の点
  - (ヘ) 北緯 33 度 03 分 06.4 秒 東経 130 度 23 分 09.6 秒の点
- (4) 地元地区 久留米市城島町、大川市、柳川市、みやま市瀬高町及び高田町並びに大牟田市
- (5) 制限又は条件 なし
- (6) 存続期間 平成 30 年 9 月 1 日から令和 5 年 8 月 31 日まで

3 2

- (1) 免許番号 有区第 32 号
- (2) 漁業権者 福岡有明海漁業協同組合連合会
- (3) 免許の内容

ア 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第 1 種区画漁業	のり養殖業	9 月 1 日から翌年 4 月 30 日まで

イ 漁場の位置 柳川市大和町地先

ウ 漁場の区域

次の(イ)、(ロ)、(ハ)、(ニ)、(ホ)、(ヘ)、(ト)、(チ)、(リ)及び(イ)の各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域

(イ) 北緯 33 度 03 分 50.9 秒 東経 130 度 24 分 28.0 秒の点

(ロ) 北緯 33 度 03 分 41.8 秒 東経 130 度 24 分 32.4 秒の点

(ハ) 北緯 33 度 03 分 34.4 秒 東経 130 度 24 分 32.4 秒の点

(ニ) 北緯 33 度 03 分 18.8 秒 東経 130 度 24 分 26.3 秒の点

(ホ) 北緯 33 度 03 分 13.5 秒 東経 130 度 24 分 22.6 秒の点

(ヘ) 北緯 33 度 03 分 17.8 秒 東経 130 度 24 分 12.4 秒の点

(ト) 北緯 33 度 03 分 11.0 秒 東経 130 度 24 分 07.5 秒の点

(チ) 北緯 33 度 03 分 16.1 秒 東経 130 度 23 分 57.4 秒の点

(リ) 北緯 33 度 03 分 52.9 秒 東経 130 度 24 分 23.8 秒の点

(4) 地元地区 久留米市城島町、大川市、柳川市、みやま市瀬高町及び高田町並びに大牟田市

(5) 制限又は条件 なし

(6) 存続期間 平成 30 年 9 月 1 日から令和 5 年 8 月 31 日まで

### 3 3

(1) 免許番号 有区第 33 号

(2) 漁業権者 福岡有明海漁業協同組合連合会

(3) 免許の内容

ア 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第 1 種区画漁業	のり養殖業	9 月 1 日から翌年 4 月 30 日まで

イ 漁場の位置 大牟田市地先

ウ 漁場の区域

次の(イ)、(ロ)、(ハ)、(ニ)、(ホ)、(ヘ)及び(イ)の各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域

(イ) 北緯 33 度 03 分 00.2 秒 東経 130 度 24 分 18.9 秒の点

(ロ) 北緯 33 度 02 分 28.2 秒 東経 130 度 24 分 04.0 秒の点

(ハ) 北緯 33 度 02 分 51.3 秒 東経 130 度 23 分 31.7 秒の点

(ニ) 北緯 33 度 03 分 14.4 秒 東経 130 度 23 分 55.0 秒の点

(ホ) 北緯 33 度 03 分 07.9 秒 東経 130 度 24 分 04.5 秒の点

(ヘ) 北緯 33 度 03 分 09.5 秒 東経 130 度 24 分 06.0 秒の点

(4) 地元地区 久留米市城島町、大川市、柳川市、みやま市瀬高町及び高田町並びに大牟田市

(5) 制限又は条件 なし

(6) 存続期間 平成 30 年 9 月 1 日から令和 5 年 8 月 31 日まで

34

- (1) 免許番号 有区第 34 号
- (2) 漁業権者 福岡有明海漁業協同組合連合会
- (3) 免許の内容

ア 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第 1 種区画漁業	のり養殖業	9 月 1 日から翌年 4 月 30 日まで

イ 漁場の位置 大牟田市地先

ウ 漁場の区域

次の(イ)、(ロ)、(ハ)、(ニ)、(ホ)、(ヘ)、(ト)、(チ)、(リ)及び(イ)の各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域

- (イ) 北緯 33 度 02 分 27. 2 秒 東経 130 度 24 分 03. 3 秒の点
- (ロ) 北緯 33 度 02 分 09. 2 秒 東経 130 度 23 分 51. 7 秒の点
- (ハ) 北緯 33 度 02 分 15. 3 秒 東経 130 度 23 分 42. 8 秒の点
- (ニ) 北緯 33 度 02 分 27. 9 秒 東経 130 度 23 分 35. 2 秒の点
- (ホ) 北緯 33 度 02 分 24. 9 秒 東経 130 度 23 分 32. 7 秒の点
- (ヘ) 北緯 33 度 02 分 12. 4 秒 東経 130 度 23 分 39. 5 秒の点
- (ト) 北緯 33 度 02 分 09. 6 秒 東経 130 度 23 分 36. 9 秒の点
- (チ) 北緯 33 度 02 分 28. 6 秒 東経 130 度 23 分 08. 9 秒の点
- (リ) 北緯 33 度 02 分 50. 3 秒 東経 130 度 23 分 30. 8 秒の点

- (4) 地元地区 久留米市城島町、大川市、柳川市、みやま市瀬高町及び高田町並びに大牟田市

(5) 制限又は条件 なし

(6) 存続期間 平成 30 年 9 月 1 日から令和 5 年 8 月 31 日まで

35

- (1) 免許番号 有区第 35 号
- (2) 漁業権者 福岡有明海漁業協同組合連合会
- (3) 免許の内容

ア 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第 1 種区画漁業	のり養殖業	9 月 1 日から翌年 4 月 30 日まで

イ 漁場の位置 みやま市高田町地先

ウ 漁場の区域

次の(イ)、(ロ)、(ハ)、(ニ)、(ホ)及び(イ)の各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域

- (イ) 北緯 33 度 04 分 31. 9 秒 東経 130 度 24 分 52. 9 秒の点

- (ロ) 北緯 33 度 04 分 16.3 秒 東経 130 度 24 分 56.7 秒の点
  - (ハ) 北緯 33 度 03 分 53.6 秒 東経 130 度 24 分 32.2 秒の点
  - (ニ) 北緯 33 度 03 分 56.5 秒 東経 130 度 24 分 27.7 秒の点
  - (ホ) 北緯 33 度 04 分 40.4 秒 東経 130 度 24 分 42.7 秒の点
- (4) 地元地区 久留米市城島町、大川市、柳川市、みやま市瀬高町及び高田町並びに大牟田市
- (5) 制限又は条件 なし
- (6) 存続期間 平成 30 年 9 月 1 日から令和 5 年 8 月 31 日まで

36

- (1) 免許番号 有区第 36 号
- (2) 漁業権者 福岡有明海漁業協同組合連合会
- (3) 免許の内容

ア 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第 1 種区画漁業	のり養殖業	9 月 1 日から翌年 4 月 30 日まで

イ 漁場の位置 大牟田市地先

ウ 漁場の区域

次の(イ)、(ロ)、(ハ)、(ニ)及び(イ)の各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域

- (イ) 北緯 33 度 03 分 31.6 秒 東経 130 度 25 分 12.6 秒の点
  - (ロ) 北緯 33 度 03 分 26.8 秒 東経 130 度 25 分 07.8 秒の点
  - (ハ) 北緯 33 度 03 分 51.9 秒 東経 130 度 24 分 32.2 秒の点
  - (ニ) 北緯 33 度 04 分 14.9 秒 東経 130 度 24 分 56.8 秒の点
- (4) 地元地区 久留米市城島町、大川市、柳川市、みやま市瀬高町及び高田町並びに大牟田市
- (5) 制限又は条件 なし
- (6) 存続期間 平成 30 年 9 月 1 日から令和 5 年 8 月 31 日まで

37

- (1) 免許番号 有区第 37 号
- (2) 漁業権者 福岡有明海漁業協同組合連合会
- (3) 免許の内容

ア 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第 1 種区画漁業	のり養殖業	9 月 1 日から翌年 4 月 30 日まで

イ 漁場の位置 大牟田市地先

ウ 漁場の区域

次の(イ)、(ロ)、(ハ)、(ニ)、(ホ)及び(イ)の各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域

(イ) 北緯33度03分25.8秒 東経130度25分06.8秒の点

(ロ) 北緯33度03分09.0秒 東経130度24分50.0秒の点

(ハ) 北緯33度03分21.4秒 東経130度24分32.4秒の点

(ニ) 北緯33度03分34.5秒 東経130度24分37.1秒の点

(ホ) 北緯33度03分51.0秒 東経130度24分31.3秒の点

(4) 地元地区 久留米市城島町、大川市、柳川市、みやま市瀬高町及び高田町並びに大牟田市

(5) 制限又は条件 なし

(6) 存続期間 平成30年9月1日から令和5年8月31日まで

### 38

(1) 免許番号 有区第38号

(2) 漁業権者 福岡有明海漁業協同組合連合会

(3) 免許の内容

ア 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第1種区画漁業	のり養殖業	9月1日から翌年4月30日まで

イ 漁場の位置 大牟田市地先

ウ 漁場の区域

次の(イ)、(ロ)、(ハ)、(ニ)、(ホ)及び(イ)の各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域

(イ) 北緯33度03分07.7秒 東経130度24分48.6秒の点

(ロ) 北緯33度02分49.4秒 東経130度24分30.3秒の点

(ハ) 北緯33度02分55.5秒 東経130度24分21.7秒の点

(ニ) 北緯33度03分09.0秒 東経130度24分25.4秒の点

(ホ) 北緯33度03分19.8秒 東経130度24分31.7秒の点

(4) 地元地区 久留米市城島町、大川市、柳川市、みやま市瀬高町及び高田町並びに大牟田市

(5) 制限又は条件 なし

(6) 存続期間 平成30年9月1日から令和5年8月31日まで

### 39

(1) 免許番号 有区第39号

(2) 漁業権者 福岡有明海漁業協同組合連合会

(3) 免許の内容

ア 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第1種区画漁業	のり養殖業	9月1日から翌年4月30日まで

イ 漁場の位置 大牟田市地先

ウ 漁場の区域

次の(イ)、(ロ)、(ハ)及び(イ)の各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域

(イ) 北緯33度02分48.0秒 東経130度24分29.0秒の点

(ロ) 北緯33度02分30.7秒 東経130度24分11.8秒の点

(ハ) 北緯33度02分53.7秒 東経130度24分20.9秒の点

(4) 地元地区 久留米市城島町、大川市、柳川市、みやま市瀬高町及び高田町並びに大牟田市

(5) 制限又は条件 なし

(6) 存続期間 平成30年9月1日から令和5年8月31日まで

40

(1) 免許番号 有区第40号

(2) 漁業権者 福岡有明海漁業協同組合連合会

(3) 免許の内容

ア 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第1種区画漁業	のり養殖業	9月1日から翌年4月30日まで

イ 漁場の位置 大牟田市地先

ウ 漁場の区域

次の(イ)、(ロ)、(ハ)及び(イ)の各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域

(イ) 北緯33度03分30.9秒 東経130度25分12.8秒の点

(ロ) 北緯33度03分20.4秒 東経130度25分16.6秒の点

(ハ) 北緯33度03分26.4秒 東経130度25分08.3秒の点

(4) 地元地区 久留米市城島町、大川市、柳川市、みやま市瀬高町及び高田町並びに大牟田市

(5) 制限又は条件 なし

(6) 存続期間 平成30年9月1日から令和5年8月31日まで

41

(1) 免許番号 有区第41号

(2) 漁業権者 福岡有明海漁業協同組合連合会

(3) 免許の内容

ア 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第1種区画漁業	のり養殖業	9月1日から翌年4月30日まで

イ 漁場の位置 大牟田市地先

ウ 漁場の区域

次の(イ)、(ロ)、(ハ)、(ニ)及び(イ)の各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域

(イ) 北緯 33 度 03 分 18.4 秒 東経 130 度 25 分 17.3 秒の点

(ロ) 北緯 33 度 02 分 51.8 秒 東経 130 度 25 分 14.2 秒の点

(ハ) 北緯 33 度 03 分 08.7 秒 東経 130 度 24 分 50.6 秒の点

(ニ) 北緯 33 度 03 分 25.4 秒 東経 130 度 25 分 07.3 秒の点

(4) 地元地区 久留米市城島町、大川市、柳川市、みやま市瀬高町及び高田町並びに大牟田市

(5) 制限又は条件 なし

(6) 存続期間 平成 30 年 9 月 1 日から令和 5 年 8 月 31 日まで

#### 4 2

(1) 免許番号 有区第 42 号

(2) 漁業権者 福岡有明海漁業協同組合連合会

(3) 免許の内容

ア 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第 1 種区画漁業	のり養殖業	9 月 1 日から翌年 4 月 30 日まで

イ 漁場の位置 大牟田市地先

ウ 漁場の区域

次の(イ)、(ロ)、(ハ)、(ニ)及び(イ)の各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域

(イ) 北緯 33 度 02 分 50.4 秒 東経 130 度 25 分 13.1 秒の点

(ロ) 北緯 33 度 02 分 29.7 秒 東経 130 度 24 分 58.0 秒の点

(ハ) 北緯 33 度 02 分 49.0 秒 東経 130 度 24 分 30.8 秒の点

(ニ) 北緯 33 度 03 分 07.3 秒 東経 130 度 24 分 49.2 秒の点

(4) 地元地区 久留米市城島町、大川市、柳川市、みやま市瀬高町及び高田町並びに大牟田市

(5) 制限又は条件 なし

(6) 存続期間 平成 30 年 9 月 1 日から令和 5 年 8 月 31 日まで

#### 4 3

(1) 免許番号 有区第 43 号

(2) 漁業権者 福岡有明海漁業協同組合連合会

(3) 免許の内容

ア 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
------	-------	------



第1種区画漁業	のり養殖業	9月1日から翌年4月30日まで
---------	-------	-----------------

イ 漁場の位置 大牟田市地先

ウ 漁場の区域

次の(イ)、(ロ)、(ハ)、(ニ)、(ホ)、(ヘ)及び(イ)の各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域

(イ) 北緯33度02分28.5秒 東経130度24分57.1秒の点

(ロ) 北緯33度02分04.6秒 東経130度24分41.1秒の点

(ハ) 北緯33度02分04.2秒 東経130度24分08.2秒の点

(ニ) 北緯33度02分06.4秒 東経130度24分02.0秒の点

(ホ) 北緯33度02分29.3秒 東経130度24分11.2秒の点

(ヘ) 北緯33度02分47.7秒 東経130度24分29.5秒の点

(4) 地元地区 久留米市城島町、大川市、柳川市、みやま市瀬高町及び高田町並びに大牟田市

(5) 制限又は条件 なし

(6) 存続期間 平成30年9月1日から令和5年8月31日まで

#### 4 4

(1) 免許番号 有区第44号

(2) 漁業権者 福岡有明海漁業協同組合連合会

(3) 免許の内容

ア 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第1種区画漁業	のり養殖業	9月1日から翌年4月30日まで

イ 漁場の位置 大牟田市地先

ウ 漁場の区域

次の(イ)、(ロ)、(ハ)、(ニ)、(ホ)及び(イ)の各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域

(イ) 北緯33度01分44.4秒 東経130度24分21.0秒の点

(ロ) 北緯33度01分19.9秒 東経130度23分50.5秒の点

(ハ) 北緯33度01分39.1秒 東経130度23分32.7秒の点

(ニ) 北緯33度01分54.2秒 東経130度23分50.8秒の点

(ホ) 北緯33度01分57.2秒 東経130度24分08.2秒の点

(4) 地元地区 久留米市城島町、大川市、柳川市、みやま市瀬高町及び高田町並びに大牟田市

(5) 制限又は条件 なし

(6) 存続期間 平成30年9月1日から令和5年8月31日まで

#### 4 5

- (1) 免許番号 有区第 45 号  
 (2) 漁業権者 福岡有明海漁業協同組合連合会  
 (3) 免許の内容

ア 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第 1 種区画漁業	のり養殖業	9 月 1 日から翌年 4 月 30 日まで

イ 漁場の位置 大牟田市地先

ウ 漁場の区域

次の(イ)、(ロ)、(ハ)、(ニ)、(ホ)、(ヘ)及び(イ)の各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域

- (イ) 北緯 33 度 01 分 41. 1 秒 東経 130 度 24 分 21. 2 秒の点  
 (ロ) 北緯 33 度 01 分 21. 3 秒 東経 130 度 24 分 43. 6 秒の点  
 (ハ) 北緯 33 度 00 分 58. 8 秒 東経 130 度 24 分 15. 8 秒の点  
 (ニ) 北緯 33 度 01 分 04. 1 秒 東経 130 度 24 分 10. 3 秒の点  
 (ホ) 北緯 33 度 00 分 56. 2 秒 東経 130 度 24 分 00. 7 秒の点  
 (ヘ) 北緯 33 度 01 分 11. 0 秒 東経 130 度 23 分 43. 7 秒の点

(4) 地元地区 久留米市城島町、大川市、柳川市、みやま市瀬高町及び高田町並びに大牟田市

(5) 制限又は条件 なし

(6) 存続期間 平成 30 年 9 月 1 日から令和 5 年 8 月 31 日まで

4 6

- (1) 免許番号 有区第 46 号  
 (2) 漁業権者 福岡有明海漁業協同組合連合会  
 (3) 免許の内容

ア 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第 1 種区画漁業	のり養殖業	8 月 1 日から翌年 4 月 30 日まで

イ 漁場の位置 大牟田市地先

ウ 漁場の区域

次の(イ)、(ロ)、(ハ)、(ニ)、(ホ)及び(イ)の各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域

- (イ) 北緯 33 度 00 分 59. 2 秒 東経 130 度 24 分 21. 0 秒の点  
 (ロ) 北緯 33 度 00 分 40. 6 秒 東経 130 度 24 分 29. 0 秒の点  
 (ハ) 北緯 33 度 00 分 22. 4 秒 東経 130 度 23 分 39. 2 秒の点  
 (ニ) 北緯 33 度 00 分 27. 5 秒 東経 130 度 23 分 36. 6 秒の点  
 (ホ) 北緯 33 度 00 分 42. 2 秒 東経 130 度 23 分 35. 0 秒の点

(4) 地元地区 久留米市城島町、大川市、柳川市、みやま市瀬高町及び高田町並びに大

牟田市

(5) 制限又は条件 なし

(6) 存続期間 平成 30 年 9 月 1 日から令和 5 年 8 月 31 日まで

4 7

(1) 免許番号 有区第 47 号

(2) 漁業権者 福岡有明海漁業協同組合連合会

(3) 免許の内容

ア 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第 1 種区画漁業	のり養殖業	9 月 1 日から翌年 4 月 30 日まで

イ 漁場の位置 大牟田市地先

ウ 漁場の区域

次の(イ)、(ロ)、(ハ)、(ニ)及び(イ)の各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域

(イ) 北緯 33 度 01 分 39.5 秒 東経 130 度 24 分 57.5 秒の点

(ロ) 北緯 33 度 01 分 28.8 秒 東経 130 度 24 分 43.1 秒の点

(ハ) 北緯 33 度 01 分 36.6 秒 東経 130 度 24 分 34.9 秒の点

(ニ) 北緯 33 度 01 分 47.4 秒 東経 130 度 24 分 49.3 秒の点

(4) 地元地区 久留米市城島町、大川市、柳川市、みやま市瀬高町及び高田町並びに大牟田市

(5) 制限又は条件 なし

(6) 存続期間 平成 30 年 9 月 1 日から令和 5 年 8 月 31 日まで

4 8

(1) 免許番号 有区第 48 号

(2) 漁業権者 福岡有明海漁業協同組合連合会

(3) 免許の内容

ア 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第 1 種区画漁業	のり養殖業	9 月 1 日から翌年 4 月 30 日まで

イ 漁場の位置 大牟田市地先

ウ 漁場の区域

次の(イ)、(ロ)、(ハ)、(ニ)及び(イ)の各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域

(イ) 北緯 32 度 59 分 58.9 秒 東経 130 度 23 分 47.0 秒の点

(ロ) 北緯 33 度 00 分 08.4 秒 東経 130 度 24 分 28.7 秒の点

(ハ) 北緯 33 度 00 分 05.3 秒 東経 130 度 24 分 29.9 秒の点

- (ニ) 北緯 32 度 59 分 55.8 秒 東経 130 度 23 分 48.0 秒の点
- (4) 地元地区 久留米市城島町、大川市、柳川市、みやま市瀬高町及び高田町並びに大牟田市
- (5) 制限又は条件 なし
- (6) 存続期間 平成 30 年 9 月 1 日から令和 5 年 8 月 31 日まで

49

- (1) 免許番号 有区第 301 号
- (2) 漁業権者 福岡有明海漁業協同組合連合会
- (3) 免許の内容

ア 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第 3 種区画漁業	あさり養殖業	1 月 1 日から 12 月 31 日まで

イ 漁場の位置 柳川市橋本町地先

ウ 漁場の区域

次の(イ)、(ロ)、(ハ)、(ニ)及び(イ)の各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域

- (イ) 北緯 33 度 06 分 51.4 秒 東経 130 度 22 分 36.5 秒の点
- (ロ) 北緯 33 度 06 分 48.1 秒 東経 130 度 22 分 43.2 秒の点
- (ハ) 北緯 33 度 06 分 52.3 秒 東経 130 度 22 分 45.9 秒の点
- (ニ) 北緯 33 度 06 分 55.7 秒 東経 130 度 22 分 38.5 秒の点

- (4) 地元地区 久留米市城島町、大川市及び柳川市（大和町を除く）
- (5) 制限又は条件 なし
- (6) 存続期間 平成 30 年 9 月 1 日から令和 5 年 8 月 31 日まで

50

- (1) 免許番号 有区第 302 号
- (2) 漁業権者 福岡有明海漁業協同組合連合会
- (3) 免許の内容

ア 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第 3 種区画漁業	あさり養殖業	1 月 1 日から 12 月 31 日まで

イ 漁場の位置 柳川市大和町地先

ウ 漁場の区域

次の(イ)、(ロ)、(ハ)、(ニ)、(ホ)、(ヘ)及び(イ)の各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域

- (イ) 北緯 33 度 05 分 21.1 秒 東経 130 度 23 分 46.8 秒の点
- (ロ) 北緯 33 度 05 分 16.4 秒 東経 130 度 23 分 42.7 秒の点

- (ハ) 北緯 33 度 05 分 15.7 秒 東経 130 度 23 分 42.1 秒の点
- (ニ) 北緯 33 度 05 分 25.4 秒 東経 130 度 23 分 28.4 秒の点
- (ホ) 北緯 33 度 05 分 28.9 秒 東経 130 度 23 分 33.8 秒の点
- (ハ) 北緯 33 度 05 分 25.6 秒 東経 130 度 23 分 39.2 秒の点

(4) 地元地区 柳川市大和町並びにみやま市瀬高町及び高田町

(5) 制限又は条件 なし

(6) 存続期間 平成 30 年 9 月 1 日から令和 5 年 8 月 31 日まで

## 5 1

(1) 免許番号 有区第 303 号

(2) 漁業権者 福岡有明海漁業協同組合連合会

(3) 免許の内容

ア 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第 3 種区画漁業	あさり養殖業	1 月 1 日から 12 月 31 日まで

イ 漁場の位置 大牟田市地先

ウ 漁場の区域

次の(イ)、(ロ)、(ハ)、(ニ)、(ホ)、(ハ)及び(イ)の各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域

- (イ) 北緯 33 度 03 分 42.8 秒 東経 130 度 25 分 10.9 秒の点
- (ロ) 北緯 33 度 03 分 24.2 秒 東経 130 度 25 分 18.1 秒の点
- (ハ) 北緯 33 度 03 分 15.4 秒 東経 130 度 25 分 20.6 秒の点
- (ニ) 北緯 33 度 03 分 16.7 秒 東経 130 度 25 分 25.3 秒の点
- (ホ) 北緯 33 度 03 分 24.8 秒 東経 130 度 25 分 22.9 秒の点
- (ハ) 北緯 33 度 03 分 43.0 秒 東経 130 度 25 分 15.2 秒の点

(4) 地元地区 大牟田市

(5) 制限又は条件 なし

(6) 存続期間 平成 30 年 9 月 1 日から令和 5 年 8 月 31 日まで

## 5 2

(1) 免許番号 有区第 304 号

(2) 漁業権者 福岡有明海漁業協同組合連合会

(3) 免許の内容

ア 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第 3 種区画漁業	あさり養殖業	1 月 1 日から 12 月 31 日まで

イ 漁場の位置 柳川市橋本町地先

ウ 漁場の区域

次の(イ)、(ロ)、(ハ)、(ニ)、(ホ)及び(イ)の各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域

(イ) 北緯 33 度 07 分 23.4 秒 東経 130 度 22 分 06.5 秒の点

(ロ) 北緯 33 度 07 分 22.7 秒 東経 130 度 22 分 13.5 秒の点

(ハ) 北緯 33 度 07 分 14.6 秒 東経 130 度 22 分 12.0 秒の点

(ニ) 北緯 33 度 07 分 08.7 秒 東経 130 度 22 分 10.5 秒の点

(ホ) 北緯 33 度 07 分 09.3 秒 東経 130 度 22 分 03.8 秒の点

(4) 地元地区 久留米市城島町、大川市及び柳川市（大和町を除く）

(5) 制限又は条件 なし

(6) 存続期間 平成 30 年 9 月 1 日から令和 5 年 8 月 31 日まで

# 福岡県有明海区区画漁業権漁場図

